

2010年度県予算編成と施策にたいする要望書（09年11月30日）

茨城県知事 橋本 昌 殿

日本共産党茨城県委員会

委員長 田谷 武夫

日本共産党茨城県議会議員団

県議会議員 大内 久美子

県議会議員 山中 たい子

さきの総選挙で、国民は自民・公明政権に退場の審判を下しました。その要因は、何よりも国民の暮らしから安心と希望を奪ったことにありました。新政権がこの旧来の政治をただし、転換をはかることができるかが問われています。

新政権発足後も国民の暮らしは、深刻さをましています。ますます悪化する雇用情勢、中小企業や農業者の経営と生活の危機、社会保障切り捨てによる高齢者や障害者の生活苦など、あらゆる分野で事態の打開が求められています。

一部の大企業では生産が回復しても、いっこうに失業者は減らず、求人も少なく、このままでは昨年末の「年越し派遣村」を上回る事態がおこりかねないと懸念する声もあがっています。

県内の有効求人倍率も過去最悪を更新しつづけ、来春卒業予定の高校生の就職内定率は10月末現在で53%と、前年同期を大幅に下回り、下げ幅は過去最大となりました。

県民の暮らしも、生活保護が1万4千世帯を超え、国民健康保険税の滞納世帯は20.4%にのぼっています。後期高齢者医療制度で、保険料を滞納し短期保険証を交付された高齢者は1370人と、全国で5番目に多く、必要な医療が受けられない状態に追い込まれています。

いま政治に求められることは、深刻な景気の悪化から国民の暮らしと営業を守ることです。地方自治体においては「福祉と暮らしを守る」という自治体本来の役割を果たすことが、いまほど重要なときはありません。

知事が表明された「生活大県」のためには、ばく大な税金投入がともなう大型開発

の見直しは避けて通れません。開発優先の県政運営から脱却してこそ福祉と暮らしをよくする道が開かれます。

来年度の県政運営並びに予算編成にあたっては、地方財政の充実・強化を国に強く求めるとともに、医療・介護・福祉の充実と中小企業と地域農業を守り、雇用の確保、教育条件の整備、地球温暖化対策をはじめとした環境と防災を優先にした県土づくりを重点にするよう強く求めるものです。

以上の立場から、来年度予算編成と施策にたいして以下の事項を要望するものです。

(目次)

- 1．雇用を守り、県民の暮らしを支える県政に
- 2．中小企業への支援をつよめ、地域経済を立て直す
- 3．安心できる医療・福祉、子育て支援をきずく
- 4．教育条件を整備し、子どもの成長・発達を保障する
- 5．家族経営を支援し、地域農業の再生で食料自給率の向上、「食の安全」をはかる
- 6．大型開発を見直し、生活密着型の公共事業へ
- 7．災害につよく、安全で快適な街づくりをすすめる
- 8．温暖化対策をすすめ、豊かな自然と環境をまもる
- 9．安全最優先の原子力行政を確立する
- 10．憲法と地方自治をまもり、男女平等、県民のための
行財政を確立する

地域要望

【1】雇用を守り、県民の暮らしを支える県政に

貧困と格差が広がり、雇用破壊が広がる重大事態のなかで、県民の雇用と暮らしを守ることは県政の最重要課題となっています。「派遣切り」「雇い止め」を受けた労働者の救済に万全を期すことは急務です。若者の雇用促進を企業に要請するとともに、職業訓練校の大幅拡充や教育、福祉、消防、環境保全などの分野で正規雇用を拡大す

ることは県の重要な役割が求められています。

1. 雇用の確保と労働者の権利をまもる

- (1) 派遣社員、期間社員をはじめとする大量解雇、「雇い止め」を中止し、雇用を維持するための最大限の努力をするよう経済団体、主要企業に対し強く要請する。
- (2) 失業した労働者の生活と再就職への支援を抜本的に強めるよう国に求める。
- (3) 雇用保険を抜本的に拡充する。失業給付期間の延長、給付水準の引き上げ、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、受給開始時の3ヵ月の待機期間をなくすなど、生活が困窮する失業者への生活保障制度を確立するよう国に求める。
- (4) 労働者派遣事業法を派遣労働者の生活と権利を守る法律に抜本改正するよう国に求める。
- (5) 青年の就労支援と不安定雇用を改善する。県下の企業、事業所に青年の正規雇用をすすめるよう強く要請する。県と市町村に青年雇用問題の相談窓口を設け、あらゆる相談に応じる体制を確立する。青年を雇用した中小企業に就職奨励の助成制度をつくる。青年向け職業訓練の実施、資格取得のための奨学金制度の創設をおこなう。
- (6) 人手不足が深刻化している福祉、医療、防災、教育など、県民の暮らしに必要な分野での雇用を拡大する。県自ら雇用不安をつくり出している県職員・教職員削減計画は中止する。
- (7) 誘致する企業にたいして、雇用計画書の提出を求め、地元からの正規雇用を義務付ける。
- (8) 県や市町村におけるパート、臨時、嘱託などの雇用形態による差別的賃金を改善し、均等待遇の原則に基づき、賃金・労働条件の格差を是正し、雇用の安定をはかる。
- (9) 最低賃金を時給1000円以上に抜本的に引き上げるとともに、全国一律の制度となるよう国に求める。
- (10) 長時間労働を是正し、雇用を拡大する。厚生労働省の「サービス残業」根絶の通達を県下すべての事業所に周知・徹底させる。
- (11) 企業のリストラ・解雇にたいし、「解雇4要件」(解雇をしなければ企業の維

持・存続ができないほどの必要性、 解雇回避の努力、 対象となる労働者の人選が合理的、 労働者に十分な説明をして納得を得る努力) の遵守および雇用確保という企業の社会的責任を果たすよう求める。

- (12) 企業の一方的な工場移転や閉鎖、事業縮小にたいして、労働者の生活や地域経済への影響調査をおこない、必要な場合は企業の計画見直しなどを可能にする規制条例を制定する。
- (13) 派遣やパート労働者の雇用と権利をまもる。労働条件の明示義務の徹底、一時金・退職金の支給、社会保険・労災保険への加入促進、年次有給休暇の保障などパート労働者の労働条件の改善を指導する。相談窓口を設置し、解決のための具体的援助をおこなう。不況を口実とした解雇を規制し、一方的解雇はやめるよう指導する。
- (14) 労働相談業務をいっそう拡充する。県内5カ所の「就職支援センター」を「いばらき就職・生活総合支援センター」として拡充する。市町村に労働相談窓口の開設を援助する。
- (15) パート労働者やフリーターの人にも相談しやすいようハローワークの窓口対応時間を延長し、休日・夜間も相談できるよう国に求める。

2. 負担増から県民のくらしをまもる

- (1) 消費税の増税はやめるよう国に要求するとともに、緊急に食料品非課税を実施するよう国に求める。
- (2) 県立大学・職業校・高校の授業料、県営住宅家賃などの公共料金の値上げはおこなわない。
- (3) 母子家庭の生活と就労支援をつよめる。児童扶養手当の受給条件を緩和し、手当削減をやめて法改悪は撤回する。仕事と子育てをしながら資格取得や技能訓練をする間の援助額を引き上げる。安価で良質な公共住宅を供給する。
- (4) 生活保護を受ける権利を保障する。申請書は窓口におき、受給希望者の申請は無条件で受け付け、必要な人がきちんと生活保護を受給できるようにする。生活保護費を引き上げ、老齢加算を復活するよう国に求める。
- (5) 多重債務者にたいする、きめ細かな相談活動を市町村とともにおこない、生活

資金の融資制度などの支援策をつくる。県に多重債務相談窓口を開設する。振り込め詐欺や高齢者をねらった訪問販売などの被害防止のための啓発をつよめ、関係機関と協力・連携し厳しく対処する。

- (6) 不況などの影響で深刻な実態にあるホームレスについて、住居、医療、就労の確保など県としても対策をたてる。生活保護の受給を住所がないなどを理由に拒否しない。ホームレスなどを受け入れる無料低額宿泊所への支援策をつよめ、監視、指導を強化する。
- (7) 消費生活センターの機能の充実をはかり、消費者保護対策をつよめる。相談助言活動、商品検査業務の強化・拡充、悪徳商法の情報提供、悪徳業者にたいする摘発、業務停止命令ができる体制の拡充をおこなう。消費生活センター取手分室を存続・拡充する。

【2】中小企業への支援をつよめ、地域経済をたてなおす

県内の中小企業は全企業の99%を占め、雇用の8割を支えています。しかし、いま、販売不振や銀行による「貸し渋り・貸しはがし」、大企業による「下請け切り」などによって、二重三重に苦しめられています。県の緊急調査でも製造業のうち85%が「受注量が減少」と回答しています。景気悪化から中小企業をまもるために県の支援策を抜本的に拡充することは緊急の課題となっています。

1. 中小企業・自営業者を支援する

- (1) 倒産・廃業の危険から中小零細企業を守る。金融機関にたいし貸し渋り・貸しはがしをやめさせ、中小企業への資金提供という社会的責任を果すよう金融機関、国に求める。県独自としても実効ある措置をとる。
- (2) 中小企業・商工業者への金融支援策を拡充させる。県の融資制度や借換制度について、限度額の引き上げや金利の引き下げ、返済期間の延長、貸し出し条件の緩和などいっそうの改善をおこなう。県独自の無担保無保証人融資制度を創設する。市町村の特別小口融資制度の積極的活用へ適切な指導をおこなう。
- (3) 円高の犠牲を下請企業に押し付けるなどの不当な単価切り下げをやめさせる。

- 下請二法を厳格に運用し、緊急相談体制をととのえるなど指導・監督を強化する。
- (4) 生活密着型の公共事業を大幅にふやすことで地元中小企業の仕事を確保する。
公営住宅の改修・建設、学校の耐震化・老朽化対策、福祉施設の建設・改修・建て替え、公共施設のバリアフリー化など県民生活分野の公共事業を優先する。
 - (5) 市町村が実施する「住宅リフォーム補助事業」「小規模工事者登録制度」にたいし県として助成する。
 - (6) 官公需の県内中小企業向け発注率を引き上げる。年次目標をたて具体策をもってとりくむ。
 - (7) 入札・契約制度は中小規模の工事に大手業者の参入を規制する制度に改める。
一定金額以下の公共工事の発注は県内中小建設業者に優先発注する。中小建設業者が受注しやすいよう分離・分割発注をすすめる。
 - (8) 建設業法や下請け保護の関係法を厳正に運用し、下請け・孫請け業者への代金未払いや遅延をなくす。親企業による下請け企業への仕事べらしや一方的な工賃・単価の切下げをやめさせるよう指導をつよめる。
 - (9) 県の委託業務・発注工事で働く労働者の労働条件や賃金が適正に確保されるよう公契約条例を制定する。公契約法の制定を国に求める。
 - (10) 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業員の働き分（自家労賃）を経費として認めるよう国に求める。従業員5人以下の小規模事業所の実態調査をおこなう。
 - (11) 「茨城県産業活性化推進条例」にもとづき、中小企業・地域経済振興にかかわる指針を策定し、中小企業・商工予算を増額する。

2. 商店街の再生をはかる

- (1) 大型店の無秩序な出店から地域商店街や中心市街地をまもる。まちづくり3法の改正趣旨を市町村に徹底する。大型店や大規模集客施設を広域的に調整できる県独自の条例を制定する。大型店の閉鎖・撤退に事前協議、代償措置を義務付ける。大型店の出店を許可制にするよう国に求める。
- (2) 商店街活性化のために、公営住宅や福祉施設など公共・公益施設とを組み合わせた商店街づくりを推進する。生鮮品の店の確保や空き店舗を活用した子どもや

高齢者の居場所づくりなど、楽しみながら買い物できる商店街づくりを支援する。空き店舗活用や歩道、照明、駐車場・駐輪場、休憩所などの整備、高齢者への宅配支援、イベント事業などに助成を拡充する。

【3】安心できる医療・福祉、子育て支援をきずく

自公前政権の社会保障費削減の結果、もっとも支えが必要な社会的弱者が真っ先に社会保障制度から排除されました。新政権は削減をやめることを公言していますが、後期高齢者医療制度については「新制度ができるまでは廃止しない」と問題の先送りを示唆しています。すみやかに撤廃し、老人保健制度に戻すことが必要です。

高すぎる介護保険料・利用料、在宅介護の利用制限、増え続ける特養老人ホーム待機者など、「介護地獄」は解決されていません。安心して利用できる介護制度への見直しは待ったなしです。県としても独自の施策を積極的に展開し、県民の命と健康を守るために全力をあげることが求められています。

1. 医療体制を確立する

- (1) 後期高齢者医療制度をただちに撤廃し、老人保健制度に戻すとともに、75歳以上の高齢者の医療費は無料化するよう国に求める。
- (2) 後期高齢者医療制度の来年4月の保険料改定にあたっては、「財政安定化基金」を活用し保険料の引き上げは抑える。
- (3) 後期高齢者医療の保険料滞納者にたいする短期証の発行をやめ、すべての被保険者に保険証を交付するよう広域連合を指導・助言する。
- (4) 65歳から74歳までの重度障害者にたいし、後期高齢者医療制度への強制加入をやめ、マル福制度をこれまでどおり適用する。
- (5) 介護型療養病床を2012年までに全廃、医療型を縮小する病床削減計画の中止・撤回を国も求めるとともに、本県で必要なベッドは確保する。
- (6) 医師確保対策を抜本的に強める。筑波大学の定員増と本県出身者枠の増員を国に求める。医学生向けの「県医師修学資金」制度を拡充し、対象を県外学生に限定せず、県内大学生にも適用する。本県での研修医制度の受け入れを強め、公的

任用で確保し、不足地域に派遣する体制を確立する。

- (7) 不足している小児科・産科医確保の緊急対策をおこなう。確保にたいする公的支援、診療報酬の改善を国に求める。県立中央病院に産科・小児科を開設する。
- (8) 畜産試験場跡地（笠間市）に医科大学の設置を検討する。
- (9) 看護師確保を保障する診療報酬の改善を国に求める。復職看護師の再就労支援を拡充する。看護学生への修学資金貸与制度を拡充し、希望者全員が受けられるようにする。県立中央病院の看護師増員をはかる。
- (10) 県下全域で全科にわたる24時間・365日の救急医療体制の整備をすすめる。救急協力病院への補助金は削減をやめ増額する。休日・夜間救急医療施設をふやし、ドクターカーの運行、救急救命士の養成、救急救命センターの整備をはかる。休日、夜間の小児救急医療体制を拡充し、「茨城子ども救急電話相談」は受付時間を延長するなど充実させる。
- (11) ドクターヘリを実施する。千葉県の協力ですでに実施している県南地域は存続する。
- (12) 周産期母子医療体制の充実をはかる。病院産科と助産院のネットワーク化、医師と助産師の連携を支援する。県立中央病院の産科を早期に再開させる。日立製作所日立総合病院の産科医確保に全力をあげ、県北地域の周産期医療体制の維持をはかる。
- (13) 不採算部門やへき地医療をになう公立病院の役割を投げ捨てる総務省の「公立病院改革ガイドライン」の押し付けしないよう国に求めるとともに、公立病院にたいし地域医療の拠点として支援を強める。
- (14) 医師会との共同で「地域医療再生計画」は医療過疎地域である常陸太田、ひたちなか、鹿行、筑西、下妻の各保健医療圏について策定する。
- (15) 特定健診・特定保健指導については、保健予防活動を後退させない。75歳以上の後期高齢者に対する健診・保健指導が従来どおり実施できるよう県として必要な財政支援をおこなう。
- (16) 難病患者・家族にたいする公的支援体制を確立する。難病患者にたいする県独自の福祉手当を創設する。難病患者のための緊急入院用ベッドの確保、長期受け入れ体制を整備する。難病の新規指定をおこない、患者の医療費一部負担をやめるよう国に求める。

- (17) 国民健康保険への国庫負担の引き上げを国に求める。市町村国保への県支出金を復活させる。
- (18) 生存権を脅かす国民健康保険証の取り上げはやめる。資格証明書の発行、短期保険証の窓口での「留め置き」はおこなわない。母子世帯や子どもがいる世帯にはただちに保険証を交付する。医療費一部負担金の減免制度、法定減免や申請減免制度について、市町村に働きかけ、制度が実際に活用されるよう指導援助する。
- (19) 保健所の統廃合計画はやめ、感染症対策や食品衛生監視など保健所の機能と職員体制を強化する。
- (20) 新型インフルエンザ対策を強化する。

情報提供・相談窓口業務を強化する。保健所の体制を緊急に拡充し、保健師を増やす。

重症患者に対応できる医療機関を確保する。小児用人工呼吸器を整備する。感染症病床を増やす。

ワクチン接種の必要な県民に遅滞なくおこなわれるよう確保する。優先接種対象者に児童生徒、施設入所者、福祉労働者も加える。ワクチン接種費用を公費負担する。

医師、看護師などにたいする新型インフルエンザ対策の緊急研修事業を実施する。退職医療従事者の有効活用をはかる。

国保の資格証明書発行世帯に緊急に保険証を交付し保険適用を保障すること。低所得者層の負担を軽減する。

2 . 高齢者、障害者の福祉を充実する

- (1) 安心して利用できる介護保険に改善する。県独自の保険料・利用料の減免制度を創設する。施設利用者の居住費・食費の自己負担にたいする支援策を講じる。介護報酬を引き上げ、人員配置の基準など抜本的に改善する。介護給付費に占める国庫負担を介護保険発足以前の50%まで戻す。所得の少ない高齢者には原則として負担を求めないよう国に求める。
- (2) 要介護認定制度や利用制限額は廃止し、現場の専門家の判断で必要な介護を提供できるよう制度を改善する。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限など「介

護とりあげ」をやめる。

- (3) 特養ホームを計画的に増設し待機者を解消する。多床室を設けることができるよう設置基準の改正を国に求める。ショートステイの確保、グループホームや宅老所、小規模多機能への支援など基盤整備をすすめる。
- (4) 介護労働者の労働条件を改善し、人材不足を解消する。介護報酬を5%引き上げるとともに、介護報酬とは別枠の公費投入で、介護労働者の賃金を月3万円以上引き上げるよう国に求める。
- (5) 障害者自立支援法を廃止する。「原則1割」の応益負担制度は即刻撤廃する。福祉施設・作業所への報酬の日払い制度をやめ、大幅に引き上げる。障害者自立支援法が廃止されるまで県独自の軽減制度を講じる。小規模作業所への支援、県独自の負担軽減策をおこなう。
- (6) 障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業の通所サービス利用促進事業の事業者への送迎経費補助は継続する。
- (7) 障害者支援のための施策を拡充する。施設、ホームヘルパーの増員など基盤整備を集中的に推進する。「いばらき障害者いきいきプラン」(2003年度~2012年度までの10年間)の数値目標を引き上げ、早期達成をめざす。施設入所定員を削減せず増員計画を策定する。各障害福祉圏ごとにショートステイを整備する。
- (8) 発達障害児の療育施設を拡充し、療育の保育士を増員する。
- (9) 県立社会福祉施設の民間委託や廃止・縮小計画は中止し、県の公的責任を果たす。福祉相談センター、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所に専門職を配置し、相談機能を拡充する。老朽化の著しい社会福祉施設の建て替えを計画的におこなう。
- (10) 障害者の卒業後の進路を保障する。卒業者の実態に見合う福祉作業所、授産所、通所施設などの増設をおこなう。仕事のあっせんを強めると同時に、官公需の優先発注をおこなう。福祉作業所に発注した事業主にたいし支援策を講じる。
- (11) 障害者の雇用を促進する。「障害者雇用促進法」の法定雇用率の厳守を徹底する。優良企業にたいしては官公需の優先発注をおこなう。

3. 子育て支援を拡充する

- (1) 子どもの医療費は中学卒業まで通院・入院とも、所得制限を撤廃し完全無料化をはかる。全国で最もきびしい所得制限を改善・撤廃する。子どもの医療費無料化を国の制度として確立するよう国に求める。
- (2) 保育施策を拡充する。保育所の増設で待機児童の解消をはかる。ゼロ歳児保育、長時間保育への支援をつよめる。乳児等保育事業の拡充をはかる。保育料の負担軽減、入所基準の緩和、保育士定数の改善をはかる。保育所職員の労働条件を改善し、公私間格差の解消をはかる。無認可保育所にたいして運営費など財政支援をおこなう。
- (3) 直接契約制度の導入や保育所最低基準の緩和・撤廃など保育制度の改悪はおこなわないよう国に求める。
- (4) 認定こども園は、職員配置、給食調理室などの施設、保育料の負担など現状の基準を保障する。
- (5) 軽度の障害をもつ子どもを対象とする障害児保育、重度障害児保育に公的責任をはたすよう拡充する。
- (6) 学童保育の拡充をはかる。全市町村、全小学校区設置を支援する。施設整備や指導員の待遇改善、障害児の受け入れにたいする県費補助を創設する。必要な予算措置、施設、指導員配置などを定めた県独自のガイドラインを策定し、それに基づいた支援をおこなう。1クラブの規模は40人以下とし、大規模クラブは分割する。
- (7) 「安心こども基金」(2008年度～2010年度)は既存の学童クラブの施設整備や家賃補助、児童の送迎車の購入・維持管理費など実情に応じた弾力的運用ができるようにする。同基金終了後も事業継続が可能な財政措置を国に求める。
- (8) 学齢期障害児の放課後活動への支援を制度化する。
- (9) 児童相談所の体制を強化する。日立、鹿嶋分室を児童相談所にするとともに、県南地域に増設する。土浦児童相談所に一時保護所を復活させる。児童福祉司の採用・養成をすすめ、児童相談所職員を増員する。
- (10) 福祉相談センターから中央児童相談所を独立させ、専門性の強化と福祉の総合化の観点から、職員の増員及び体制の整備をすすめる。増加する児童虐待の防止のために精神科医の配置など体制強化をはかる。一時保護所の建て替えをおこなう。

- (11) DV対策の専門職員を増やすなど、被害者自立のための住宅や仕事確保など支援体制をつよめる。民間シェルターへの助成を拡充する。
- (12) 県立こども福祉医療センターの建て替えにあたっては、障害児福祉の中核的専門施設と位置づけ、ニーズにあった施設整備、診療体制づくりを早急にすすめる。
- (13) 子育て支援センターなど子育て、育児相談、サークル活動のための多様な場をつくり、専門的な相談・支援体制を拡充する。児童館の建設を促進し、小学校区ごとに1館をめざす。

【4】教育条件を整備し、子どもの成長・発達を保障する

貧困と格差の拡大は子どもたちにも重大な影響をあたえています。経済的理由で学業をあきらめる若者も増えています。返済不要の給付制奨学金の創設など教育費負担の軽減は緊急の課題となっています。「30人以下学級」の早期実現や私学助成の拡充、特別支援教育の充実など、県民の願いに応え、子どもの成長・発達を中心にすえた教育行政の推進が求められています。

- (1) 小学1、2年生を対象にした少人数学級は、35人を超える学級が3学級に満たない小学校も対象にするとともに、早期にすべての学年に拡大する。「30人以下学級」の実現を国に求める。
- (2) 学校施設の耐震診断・耐震改修を促進する。そのために県の助成制度を創設する。学校施設の耐震改修や大規模改造事業にたいする必要な財源措置を国に求める。
- (3) 予算削減のための公立小・中学校の統廃合を市町村に強制しない。「公立小・中学校の適正規模について(指針)」は撤回する。
- (4) 県立高校の統廃合計画をやめ、希望するすべての生徒に高校教育の機会を保障する。統廃合計画は生徒、教師、地域住民に通知し、説明会を実施する。統合後の学校像についても明示する。学年進行での学級削減はおこなわない。
- (5) 小学生の自転車通学を見直し、スクールバスの運行など改善をはかる。
- (6) 子どもたちの競争強化と学校の序列化をもたらす「全国いっせい学力テスト」の中止を国に求める。これまで実施したテスト結果は公表しない。

- (7) 「日の丸・君が代」の強制や「愛国心」通知表に反対する。子どもや父母、教職員の「内心の自由」を尊重する。
- (8) 県立高校授業料の無料化と併せて保護者負担の軽減を図る。返済不要の「給付制奨学金」の創設を国に求める。通学交通費のための負担軽減策を講じる。
- (9) 養護学校の教室不足を解消し、施設・設備の改善・充実をはかる。全ての学校にプールを設置し、各教室にエアコンを備える。スクールバスを増車し、長時間・遠距離通学の解消をはかる。専門的な添乗員を複数配置する。
- (10) 軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」の本格化にともない、特別支援教育の実施に必要な教職員を配置する。「特別支援教育支援員」の配置を促進し、県として助成する。
- (11) 学校給食を教育の一環として充実させ、栄養職員や栄養教諭の全校配置をすすめる。学校給食センター方式を見直し、自校・直営方式をすすめる。県産米、地元農水産物使用の「地産地消」をすすめ、県独自の補助を実施する。食材費に補助し給食費の値上げはおこなわない。
- (12) 学校図書館に専任の司書を配置する。蔵書の充実を支援する。
- (13) 保健室の役割を重視し、大規模校には養護教諭の複数配置をすすめる。スクールカウンセラーを配置し、待遇改善をはかる。
- (14) 私学助成を大幅に増額する。授業料直接補助を復活・増額し、父母負担の軽減をはかる。公立高校とともに私立も授業料無償化をめざすよう国に求める。学費の滞納や経済的理由による退学者が出ないよう授業料免除制度を拡充し、周知徹底につとめる。
- (15) 教職員の定数増と労働条件の改善をはかり、「多忙化」を解消する。教育部門の人員削減計画を撤回する。教員の正規採用をふやし、常勤講師による欠員補充はやめる。臨時教職員の待遇改善をすすめ、計画的に正規採用する。「教員免許更新制度」は中止するよう国に求める。
- (16) 教員採用、管理職昇任への不当な介入を排し、公正かつ民主的な人事行政を確立する。採用試験結果の公表など透明性をすすめる。昇任試験の実施内容、昇任基準を情報公開し、推薦制を廃止し公募制にする。
- (17) 自主的な文化・芸術・スポーツ活動を保障する施設の整備、活動にたいする公的支援をつよめる。

- (18) 県立図書館を充実させる。図書館への指定管理者制度の導入はおこなわない。
- (19) 県歴史館を充実させる。学芸員など専門職員を拡充する。指定管理者制度は非公募にする。
- (20) 筑波研究学園都市の研究・生活条件を改善する。

科学技術予算、運営費交付金、研究学園都市関係予算の削減はおこなわないよう国に求める。

正規職員や非常勤職員などの研究条件を改善し、定員削減や公的研究部門の削減はおこなわない。研究所予算を増額し、研究条件を改善する。

公務員宿舍の廃止計画を見直す。ポストドクター(博士号取得後の非常勤研究員)の宿舍入居期間を延長し、新たな希望者に入居を実現する。

若手研究者の不安定雇用の改善をはかる。ポストドクター任期制の拡大ではなく、パーマネント(ポストク終了後、研究所が必要な人材として採用)の正規職員の定員を大幅に増やす。

研究所周辺の歩道や学園地区中央を通る自転車遊歩道の整備と、街灯を設置するなど防犯対策を徹底する。

駐車場の整備をすすめ、路線バスなどの公共交通網の拡充・整備をはかる。

【5】家族経営を支援し、地域農業の再生で食料自給率の向上、「食の安全」をはかる

農業の再生は、地域経済の活性化のうえでも、食料自給率を引き上げるうえでも、国民的課題です。新政権は「戸別所得補償」を打ち出しましたが、これが日米F T A(自由貿易協定)の推進など、輸入自由化をすすめる手段として位置づけられていることは重大です。

後継者不足などで農地の荒廃や農家の減少は本県でも急速に進んでいます。価格保障や所得補償制度の充実など、食料自給率引き上げを真剣にめざした農政への転換が緊急に求められています。

- (1) 米価の暴落から生産農家をまもる。備蓄米の買い入れやミニマムアクセス米の輸入中止などの対策を国に求めるとともに、県としても独自の価格安定策を講じ

る。

- (2) 日本の農業と食料に重大な打撃を与える F T A (自由貿易協定) 及び E P A (経済連携協定) に反対するよう国に求める。
- (3) 農家経営を安定して持続できる条件を保障するため、価格保障・所得補償を抜本的に充実する。
- (4) 米、麦、大豆、そば、ナタネなど基幹作物や自給率の低い転作作物にたいする価格保障を国に求めるとともに、県独自の価格支援制度を設ける。
- (5) 大規模な農業経営のみを支援する「品目横断的価格安定対策」は中止し、農業を「続けたい人」「やりたい人」すべてを担い手として支援するよう国に求める。担い手づくりに県としても独自の支援策を講じる。
- (6) 飼料用稲の生産・利用を推進する。農家が飼料用稲の生産に安心して取り組めるよう助成を拡充する。稲作農家と畜産農家の連携をつよめ、飼料用稲を使う畜産農家への助成を拡充する。
- (7) 「地産地消」の取り組みを支援する。県産品の米や農水産物を、学校や病院・福祉施設などでの給食に積極的に活用する。県内主要市に県産農産物等を常時展示・即売できる施設を整備する。朝市や直売所、地域の農産物による加工事業にたいする支援を拡充する。
- (8) 地元産を活用したパンや加工品の普及・拡大を支援する。地元産小麦「ゆめしほう」を県の推奨品種として補助し、生産拡大をはかる。米粉の生産・普及に欠かせない優良な米粉用製粉機の導入に助成する。
- (9) 中山間地域の直接支払い制度の改善・拡充を国に求める。県独自の措置により対象農地の拡大をはかる。
- (10) 「食の安全」を確保する。残留農薬検査や食品衛生の監視など県独自の検査・監視・指導体制を強める。輸入野菜のうち冷凍野菜など加工品についても残留農薬基準を設定するよう国に求める。
- (11) B S E (牛海綿状脳症) の全頭検査を継続する。米国産牛肉の輸入規制緩和に反対し、国内と同様の安全対策を要求するよう国に求める。
- (12) 鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制をつよめ、発生の影響を最小限にとどめるよう機敏に対処する。豚サーコウイルス感染症対策を強める。家畜保健衛生所の獣医師の増員など体制を強化する。

- (13) 農業後継者対策を強化する。新規就農者にたいする融資制度や経営・生産技術の習得機会の提供などの施策を強める。新規就農者が必要とする施設等のリース事業を新設する。
- (14) 「国営那珂川沿岸農業水利事業」の抜本的な見直しをはかる。農家負担をなくし、営農対策を明示する。関係農家の自主的で十分な合意を得ないうちは事業を推進しない。
- (15) 地域農業改良普及センターの拡充・強化をはかる。経営指導のできる普及員の養成をおこなう。農家の営農（経営問題を含む）相談窓口を拡充・強化する。
- (16) 試験研究機関の拡充をはかる。国の試験研究機関や県工業技術センターとの連携をつよめ農産加工部門を強化する。試験研究（研究員・作業員）及び農業改良普及（専門技術員・農業改良普及員）の増員をはかる。
- (17) 県産材利用促進のため学校や公共住宅など公共事業への利用を積極的にすすめる。県産材を使用した住宅建築に支援する。間伐材の利用や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など新たな事業の促進をはかる。
- (18) 広域林道中心の林業土木事業を転換する。奥久慈グリーンライン林道整備事業は抜本的に見直す。
- (19) 内水面漁業の振興をはかる。霞ヶ浦、北浦などの外来魚対策をつよめる。河川の水質汚濁の解消につとめ、アユ、サケなどの遡上条件を整備する。霞ヶ浦・北浦での養殖コイヘルペスウイルス対策をおこなう。
- (20) 生態系を破かいする霞ヶ浦導水事業は中止する。逆水門の柔軟運用についてプロジェクトチームをつくり方策をたてる。
- (21) 漁業関連施設の整備、漁場増殖・養殖場の改良、開発を促進し、育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興をはかる。

【6】大型開発を見直し、生活密着型の公共事業へ

新政権は八ッ場ダム建設の中止をはじめ、ダム事業の見直しを表明しました。空港、港湾、ダムなど大型開発に予算を集中してきた従来の政策が、財政、環境両面から大きな行き詰まりに直面しています。

本県においても大型開発の破たんが明らかとなり、県財政を悪化させています。公

共事業の重点を大型事業中心から生活密着型に切り換え、「生活・福祉・防災・環境」型の公共事業を推進することは、財政面からだけでなく、雇用を生み出し、県民生活を改善させるうえでも大きな役割を果たします。

- (1) 航空自衛隊百里基地との「民間共用化」事業として2010年3月開港の「茨城空港」の運行は、過大な需要予測、新滑走路の不備、基地増強での危険性、騒音・環境の悪化、財政負担などから中止する。
- (2) 常陸那珂港の中央・南ふ頭建設は中止する。阿字ヶ浦海岸、旧原研海岸の侵食原因を究明し対策を講じる。新川河口に堆積している砂のしゅんせつを実施するとともに、導流堤の設計を再検討する。
- (3) 常陸那珂地区開発は凍結し、県民生活優先の立場から土地利用計画の全面的な再検討をおこなう。常陸那珂地区での石炭火力発電所2号機の建設は中止する。
- (4) 霞ヶ浦導水事業は、住民負担増、過大な水需要、環境悪化などの観点から中止するよう国に求める。漁業者の同意のない那珂川取水口工事はおこなわない。
- (5) ハッ場ダム事業は利水治水とも必要性が失われており中止する。計画地の住民への補償と生活再建、地域振興をはかるため法律を制定し施策の具体化をするよう国に求める。
- (6) 湯西川ダム、思川開発の建設中止を国に求める。
- (7) 水の需給計画を県民本位に見直し、水資源の過大な開発はやめる。広域水道事業での黒字分は料金の引き下げに還元する。水道事業の水量、料金、契約水量については、地下水などの既得水利権を優先し、市町村への過大な押し付けは見直す。県南広域水道と県西広域水道の統合計画は中止する
- (8) 生活密着型の公共事業を積極的にすすめる。学校の耐震化、福祉施設、病院の建て替え、生活道路の改良、下水道整備、県営住宅の増設と改修など県民生活の向上に役立つ公共事業をすすめる。
- (9) 高規格道路中心の道路建設計画をあらため、生活道路優先の道路整備をすすめる。「安全快適なみち緊急整備事業」の予算を増額する。市町村道の舗装・整備にたいする県の補助制度を拡充する。県道の市町村負担はやめる。
- (10) 「つくばエクスプレス」沿線の土地区画整理事業は、地元自治体の負担をなくし、区域縮小を含めて開発のあり方を見直す。小規模宅地に減歩、負担金を押し

つけない。

- (11) 水戸市大工町1丁目地区第一種市街地再開発事業は中止する。
- (12) 住宅供給公社の廃止計画をたて、組織運営と開発計画を抜本的に見直す。水戸ニュータウン（水戸市・城里町）第2期工事は凍結する。
- (13) 新大利根橋有料道路など建設から一定期間経過し、住民に欠かせない生活道路となっている有料道路は無料化する。

【7】災害につよく、安全で快適な街づくりをすすめる

いつ発生するとも限らない地震災害や風水害など、災害にたいする備えは待ったなしの課題です。消防力の強化や救急救助、医療救護、救急輸送などの震災への応急対策とともに、被害を最小限に食い止めるうえで、住宅の耐震強化、学校などの公共施設の耐震、さらに河川改修、緑地の保全など災害に強い県土づくりを計画的にすすめることは県政の重要な役割です。また、バス路線の廃止が相次ぐなかで、地域の公共交通機関を守っていくことも県の大きな役割となっています。

1．防災体制を抜本的につよめる

- (1) 住宅の耐震診断と耐震補強を計画的にすすめる。そのための県独自の助成制度をつくる。
- (2) 消防力の強化をはかるため市町村への財政支援をつよめる。消防職員の増員、消防自動車・災害救助機材の整備など防災緊急体制を強化・拡充する。消防広域化推進計画はおこなわず、市町村におしつけない。
- (3) 県内河川を総点検し、洪水の危険個所については期限を明確にして堤防建設、補強・改修をすすめる。
- (4) 観測・予知体制の抜本的強化を国に求める。津波の危険のある場所に防潮堤、避難路、緊急警報伝達体制を整備する。県内の海岸に検潮所の設置を国に求める。

2．住宅・居住環境を改善する

- (1) 県営住宅の建設と建て替えをすすめ、県民の入居希望に応える。入居基準を改善し、家賃は県の裁量で可能なかぎり最低の額に設定する。収入超過者からの割増賃料は徴収しない。減免制度の拡充と周知徹底をはかる。
- (2) 住宅の耐震化やバリアフリー化などの改善に支援する。民間賃貸住宅に暮らす高齢者や子育て世帯、低所得者に家賃補助をおこなう。住宅リフォームに対する助成制度を設ける。
- (3) 雇用促進住宅の全廃方針の撤回を国に求め、入居者が継続して入居できるようにする。失業者や高齢者に有効活用をはかる。
- (4) 研究学園地区での公務員宿舍廃止計画にともない高層マンションなどの無秩序な建設をおこなわないよう国に求めるとともに、県としても対策を講ずる。公務員住宅を失業者や高齢者、障害者などに活用をはかる。
- (5) 分譲マンションの維持・管理へ支援する。マンション管理士の育成・活用や管理組合団体などの自主的とり組みへの支援、相談体制の整備など支援体制を充実する。
- (6) 高層マンション建設にたいし、周辺住民の同意を求め、容積率、高さを規制し、日照、景観をまもる。
- (7) 高齢者、障害者にやさしい街づくりをすすめる。公共施設や公共交通機関のバリアフリー化を促進する。車いすで通れる歩道の整備を年次計画で推進する。
- (8) 下水道、排水整備事業を積極的にすすめる。下水道整備の市町村にたいする県の助成を拡充する。
- (9) 旧県庁舎跡地の有効活用のため、水戸市商店会や住民の意見を取り入れた計画策定をすすめる。
- (10) 県庁舎西側の多目的広場を再度、地域住民に開放する。
- (11) 取手競輪場は廃止する。従事者の雇用をまもり、跡地利用は住民合意ですすめる。当面、場外車券の開催を大幅に制限し、交通渋滞や路上駐車対策など周辺的环境保全対策を強める。
- (12) 携帯電話の電波が届かない地域を早急になくす。

3. 公共交通機関の整備、安心・安全の街づくりをすすめる

- (1) 市町村が独自に運行しているコミュニティバスやデマンド型タクシー、乗り合いタクシーなどに助成する。
- (2) 地方鉄道、路線バスの存続を支援する。茨城交通湊線の存続に財政支援する。
- (3) JRにたいして列車編成やダイヤを改善し、混雑緩和をはかるよう求める。常磐線快速電車を土浦まで延長し、通勤時の混雑緩和をはかる。普通車両のグリーン車は、廃止または削減し、接続位置の変更、増車などおこなう。
- (4) つくばエクスプレスの駅舎・ホームの乗降場所に屋根を設置するなど改善をおこなう。バス・タクシー乗り場も同様に改善する。
- (5) 主要駅にエスカレーター・エレベーターの設置を促進する。視力障害者のホーム転落防止のための施設改善、ホーム要員の配置など安全対策を鉄道各社に要請する。
- (6) 交通安全設備の整備を推進する。信号機、歩道、ガードレール、カーブミラーなどの整備を急ぐ。交差点の改良をおこない事故防止をはかる。歩車分離式信号、LED信号の増設、右折レーン、道路照明灯の設置をすすめる。信号機増設の要望に沿って予算を大幅に増やし速やかに設置する。
- (7) 駐車禁止除外指定車標章を訪問歯科診療事業をおこなう歯科医に交付する。
- (8) 警察内部の人員配置を見直し、交番に配置する警察官を増やし、空き交番を即時に解消する。警察署の再編や交番の統廃合にあたっては、地域の自治会や住民、自治体の意見を反映させる。
- (9) 子どもたちをまもるため、学校の防犯対策や登下校時の安全対策を支援し、学校、地域、行政参加で促進する。防犯灯の設置をすすめる。

【8】温暖化対策をすすめ、豊かな自然と環境をまもる

鳩山首相は9月の気候変動首脳会議で、温室効果ガスについて「1990年比で2020年までに25%削減をめざす」と表明しました。本県の温室効果ガス排出量の8割は産業分野です。全国6番目の住金鹿島製鉄所をはじめ(気候ネットワーク調査)大規模排出事業所が多く立地しており、本県は削減に大きな責任をもっています。県が企業の「自主努力」まかせにせず、企業に排出削減を義務付けるなど実効ある対策を講じる立場をとるかどうかが問われています。

- (1) 温室効果ガス削減の中長期目標をただちに示し、取り組みことを国に求める。
県内の大規模排出事業所にたいし排出量削減を条例で義務付け、住民参加でチェックできるようにする。排出量を非公開にしている大規模排出事業所を情報開示するよう国と企業に求める。温室効果ガス削減に逆行する常陸那珂火力発電所2号機の建設は中止する。
- (2) ごみの「焼却中心主義」から脱却し、ごみを出さないシステムを製造段階から確立する。分別収集を拡大し、環境にやさしいごみ行政に転換する。生ごみの堆肥化に支援する。ごみの再資源化を徹底する。ごみの有料化は一方向的に住民に押し付けない。
- (3) 産業廃棄物の不法投棄を根絶する。立ち入り検査の実施、不法投棄のルートを解明し、排出者の責任による撤去を実施させ、行政による代執行も含めた実効ある措置をとる。
- (4) アスベスト(石綿)による大気汚染防止対策をつよめる。周辺住民への周知、届け出の徹底、立ち入り検査など必要な体制を確立する。公共施設に使用されているアスベストの完全撤去を徹底する。除去作業にあたっては飛散防止対策に万全を期す。アスベスト被害にたいする補償水準の引き上げなど救済制度の改善を国に求める。
- (5) 化学物質による環境汚染がひきおこすとされているアトピーや化学物質過敏症、ダイオキシン、環境ホルモンの悪影響、シックスクールやシックハウスなどへの健康被害の調査と安全対策をつよめる。
- (6) ダイオキシンの発生を未然防止するため、原因物質の使用を抑制し、できるだけ“燃やさない”ごみ処理をすすめる。ごみ焼却施設の設備の強化にたいし県独自の助成措置を拡充する。県独自の分析及び調査・研究体制を強化する。
- (7) 大気汚染の測定個所を増設し、大気汚染防止対策を強める。NO₂高濃度汚染地帯は緑地帯を設置するなどの対策をとる。
- (8) 自動車排ガス対策を強化する。排ガス削減装置のための補助を拡充する。
- (9) 霞ヶ浦浄化対策をつよめる。大規模しゅんせつ事業は中断し、浄化効果を科学的に検証する。下水道の整備、高度処理浄化槽設置への支援、減農薬農業への転換と県補助制度の創設をおこなう。常陸川水門(逆水門)の柔軟運用を図る。生

態系を悪化させる霞ヶ浦導水事業は中止する。

- (10) 百里基地周辺の騒音対策を強める。早朝、夜間、昼休み時の飛行は中止する。騒音被害調査をおこない被害補償を国に求めるとともに、県独自でもおこなう。基地周辺の騒音測定は、測定箇所・地点を増やし、測定期間の延長をはかる。
- (11) 笠間市福田地区の「エコフロンティアかさま」は、搬入廃棄物の安全性チェックと溶融炉の安全対策を徹底し、第三者機関による監視体制を確立する。
- (12) 住民が反対している東海村須和間の産業廃棄物処理施設計画は許可を取り消す。
- (13) 神栖町の飲用井戸ヒ素汚染の原因を究明する。被害住民の医療対策、生活補償をおこない、長期的に無償の健康診断をおこなう。上水道への切り換えに支援する。
- (14) 「水源地保全条例」を制定し、水源地への産業廃棄物最終処分場建設は規制する。
- (15) 地域ごとの環境破壊の実情を植生や鳥類、動植物の生態、水環境の様相などを含め総合的に調査し、それにもとづく環境保全対策をすすめる。絶滅が心配されているオオワシ、イヌワシなど希少な動植物を開発から守り保護する施策をすすめる。
- (16) TX沿線開発の中根、金田台地区で確認されたオオタカの生息について早急な保全対策をおこなう。

【9】安全最優先の原子力行政を確立する

東海第二原発は、昨年11月に運転開始から30年を超えました。定期検査が約6ヵ月も要し、老朽化の症状を顕著に示しています。ところが原電は、「プルサーマル計画」や「60年運転を仮定」した「高経年化」対策をすすめ、運転を継続しようとしています。東海原発建設以来はじめておこなわれた周辺海域の調査では、沿岸部に無数の断層の存在が明らかにされ、耐震安全性が新たな課題となっています。耐震審査指針を抜本的に見直すとともに、安全上無謀な老朽原発の酷使はやめるよう国の求めるべきです。

- (1) 東海第二原発は、老朽化にともなうトラブルも増加しており、総点検を実施し、

運転停止を含めた必要な措置をとる。「プルサーマル計画」「60年間運転計画」「出力増強計画」は中止する。廃炉計画の検討も含め国に求める。

- (2) 東海再処理工場は老朽化がすすみ、トラブルが多発して危険が重大化していることから、操業を中止する。
- (3) 東海発電所の廃炉によって大量に発生する低レベル放射性廃棄物を一般ごみ化する原子力規制法改定はおこなわないよう国に求める。
- (4) 使用済み核燃料は、原発サイト内で厳重管理のもとにおく。日本原子力研究開発機構保有の放射性廃棄物の処理計画を明らかにするよう国に求める。使用済み核燃料の中間貯蔵施設、放射性廃棄物処分場の県内建設は認めない。
- (5) 耐震審査指針を抜本的に見直すよう国に求める。東海第二原発周辺の海底を含む活断層の調査を実施し、結果を公表する。
- (6) 原子力施設の自主消防体制の抜本的強化を求める。消防体制については、休日・夜間を問わず迅速な初動消火活動ができるよう常勤の消防体制を構築する。
- (7) 原子力施設に働く労働者を放射線被ばくからまもる。職場のモニタリングの強化、労働環境の改善、被ばくを避ける修理点検方法や教育訓練など根本的な対策を確立する。
- (8) 原子力施設上空の航空機の飛行を禁止するよう国に求める。
- (9) 住民の参加した原子力防災総合訓練を毎年実施する。地震と原子力災害の複合発生を想定した総合防災訓練にする。
- (10) ヨウ素剤を各家庭や学校、保育所、病院、避難場所になる施設に分散配備する。配備市町村の範囲を拡大する。災害弱者の避難誘導、支援等の協力体制を確立する。障害者や外国人に配慮し、文字放送、外国語放送等による情報伝達体制を整備する。
- (11) すべての原子力事業所に専用回線をも設ける。市町村、学校などの公共機関と各事業所にたいする情報伝達体制を確立する。防災受信機の各戸配置をすすめる。
- (12) 臨界事故対策を含めた安全審査基準の抜本的見直しをおこなう。原子力発電所と関連する核燃料施設を含めて定期点検をおこなう。JCO臨界事故で被ばくした従業員、消防署員、住民の健康をまもるためあらゆる努力をおこなう。放射線を浴びた周辺住民にたいしては国と一体となって住民にたいする健診を定期的に長期間にわたって無料でおこなう。

- (13) 原子力安全協定は、すべての原子力施設と隣接、隣々接の市町村とも締結するなど抜本的に見直す。日立製作所の原子力施設とも早急に締結する。
- (14) 原子力行政の体制充実をはかる。原子力専門家を採用・養成するなど体制充実をはかる。原子力専門員制度を常設し、専門家グループからの助言体制を組織的に確立する。
- (15) 「もんじゅ」の運転再開計画は撤回し、プルトニウム循環計画の中止、既存原発の総点検と計画的縮小を国に求める。県内にこれ以上の原子力施設の建設をやめる。東海村への原発3・4号機の増設は認めない。
- (16) 原子力の安全規制機関は、推進機関から完全に独立させ、十分なスタッフと権限をもった体制の確立を国に求める。
- (17) 風力や小水力、地熱、バイオマスなど自然エネルギーの開発・利用を促進する。自然エネルギー発電を家庭で利用することにたいし県独自の補助制度を確立する。

【10】憲法と地方自治をまもり、男女平等、県民のための 行財政を確立する

「地方分権」の名のもとにおこなわれてきたのは「三位一体改革」による地方交付税など地方財源の大幅削減と市町村合併の押し付けでした。「分権」というなら、「住民の福祉の増進を図る」(地方自治法第1条の2)という自治体本来の役割を果たしていくための財源をしっかりと保障すべきです。「道州制」導入に向けた動きも強まっています。ねらいは、国の仕事を外交や軍事、司法などに限定する一方、憲法が明記している暮らしや雇用、福祉、教育など、国民の基本的な権利を守る国の責任を投げ捨て、地方に押し付けるものです。このような「道州制」の導入は、地方をいっそう疲弊させ、地方自治の形骸化をもたらします。

県政においては、国に地方財源の充実を求めるとともに、大型開発優先の財政を転換し、県民本位の効率的な行政で、県民のための財源を確保することを求めます。

1. 県民本位の財政を確立し、地方自治をまもる

- (1) 県民サービスの切り下げや民間委託をすすめる「行財政改革大綱」「財政集中改革プラン」の実施は抜本的に見直す。行財政改革は、県民参加による検討委員会を設け、不要不急の大型公共事業をやめ、無駄をなくし、行政サービスを改善することを目的におこなう。出先機関の統廃合計画は見直す。
- (2) 福祉施設など県民生活に密着し、行政が直接責任を負う事業は、民間委託などではなく、公的責任で拡充をはかる。
- (3) 県施設への指定管理者制度にあたっては、これまでの実績を重視する。運営への住民参加や情報公開、個人情報保護などを条例に盛り込む。
- (4) 福祉・医療・教育など住民サービス分野の職員の増員をはかる。当面、条例定数どおりの県職員を配置する。県職員の給与削減はやめる。退職者の再雇用は定数には入れない。
- (5) 中央省庁からの県幹部への出向人事は抑制し、県職員の登用をはかる。市町村への県職員の派遣は改める。
- (6) 市町村合併推進構想は策定しない。市町村合併の押し付けはやめる。道州制、広域連合など自治体の再編に反対する。
- (7) 県民本位の県財政を確立する。地方交付税の一方的な削減や制度改悪に反対し、地方財源の確保を強く国に求める。国庫補助負担金の地方交付税化(一般財源化)に反対し、補助金・補助率の復元を国に求める。地方の財源確保の手段としての消費税増税に反対する。
- (8) 税収確保は、徴税強化によるのではなく、消費購買力の向上、地域経済の振興などによる増収を基本とする。「茨城租税債権管理機構」による徴税強化は改める。県税徴収率による市町村への県補助金削減計画はやめる。
- (9) 大企業優遇の税制の抜本改善、法人税の税率の復元、地方交付税の大幅引き上げを国に求める。
- (10) 進出企業にたいする優遇税制、補助金はやめる。
- (11) 県債の低利借り換え、返済期間の延長を国と銀行につよく求める。
- (12) 住宅供給公社及び土地開発公社、開発公社の3公社は廃止する。公社破たんにもなう経営支援は、金融機関にたいしても貸し手責任を求め、負担の軽減をはかる。
- (13) 国直轄事業負担制度は廃止するよう国に求める。維持管理費の負担も廃止する。

- (14) 「茨城県情報公開条例」は「県民の知る権利」を明記するなどいっそう充実させる。県の審議会・懇談会などに住民参加を徹底し、原則公開とする。
- (15) 国民合意がなく 個人情報の保護に重大な懸念がある住民基本台帳ネットワークシステムの稼働は中止する。
- (16) 1票の格差が1対2未満となるよう公正な県議定数と選挙区割りに是正する。
- (17) 障害者の参政権を保障する。在宅投票制度の対象拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善をはかる。点字広報や点字記載の投票用紙を配付する。投票所のバリアフリーをすすめる。政見放送に字幕をつけるよう国に求める。永住外国人に地方参政権を保障するよう国に求める。
- (18) 監査委員の選任方法を見直す。県議、県議会事務局OB、県職員OBで過半数を占める構成はあらためる。
- (19) 地方労働委員会の労働者委員の選任にあたっては、県内労働界の実情に則して公正・民主的におこなう。女性委員を入れる。
- (20) 「資産公開条例」を抜本的に強化し、公開対象・範囲を広げ、審査機関・問責制度がともなう実効性のある「政治倫理条例」に改定する。資産報告書の閲覧にあたっては複写を認める。
- (21) 企業・団体献金の禁止を国に求める。県工事の受注企業などが参加する知事の政治団体による政治資金パーティーはおこなわない。知事・県議等が関係する企業との契約はきびしく規制する。
- (22) 契約、委託など県との関係をもつ大企業や営利団体及び県出資団体への県職員の天下りは原則禁止とする。
- (23) 市民生活の安全を守る警察行政に民主的に改革する。自白強要やえん罪の防止のために捜査全体の可視化をすすめる。人員配置を見直し、交番に配置する警察官を増員する。警察施設の再編にあたっては地域の自治会や住民、自治体関係者の意見を反映させる。県議会が警察予算をはじめ警察行政全般を監視、点検できるように改める。
- (24) 「同和行政」は完全に終結し、真に必要な施策は一般行政でおこなう。「同和」の名による特定団体の「啓発」の押しつけ・介入はやめさせる。
- (25) 民間の非営利団体（NPO）にたいし支援策を講じる。税制優遇制度の導入など特定非営利活動促進法の改善を国に求める。

2. 女性の人権をまもり、男女平等をすすめる

- (1) 「男女共同参画推進条例」は、真に男女平等が実現できる実効ある条例にする。
「いばらきハーモニープラン」の実施状況を把握し、促進をはかる。女性の地位向上、参加と平等の実現をはかる施策を全庁あげて推進する。
- (2) 「雇用における平等」をまず県や市町村が率先して実現するよう、女性の採用、管理職への登用、昇格・昇任での差別を一掃する。地方自治体での女性の雇用創出を積極的にはかる。
- (3) 審議会・協議会等に広く女性の意見が反映されるよう、委員の人選に当たっては女性の比率を高める。
- (4) パート労働者の相談窓口の設置や労働条件の改善指導をおこない、パート労働者としての権利を広報などで周知徹底する。
- (5) 女性専用外来の開設を促進する。女性の体、性差を配慮した医療の発展をはかり、健康相談、健康診断を充実させる。
- (6) DV被害の防止・自立支援を充実させる。配偶者暴力相談支援センターなど体制の強化をはかり、民間のとりくみを支援する。一時保護施設を併設した婦人相談所を新設する。
- (7) セクハラ防止対策を強化する。人権問題として啓蒙・啓発をすすめる。被害者の保護、相談窓口を県および市町村に設置する。
- (8) 女性団体や地域の自主的活動を保障するため、公共施設使用の無料化、市町村の女性センター建設をすすめる。県の女性センターを設置する。
- (9) 自営業、農業女性の労働を正當に評価し支援する。家族従業者の「自家労賃」を賃金として認めるよう、所得税法第56条の廃止を国に求める。産前産後の休暇が保障できるよう指導をおこなう。自営業・農業女性の仕事と健康の実態調査をおこなう。

3. 憲法をまもり、平和行政をすすめる

- (1) 憲法改悪に反対し、現行憲法の平和的民主的条項と地方自治をまもる。

- (2) アメリカの戦争に自衛隊を参戦させる海外派兵法に反対する。自衛隊のインド洋、ソマリア海域からの撤退を国に求める。米軍の県内港湾の使用などの協力要請は拒否する。
- (3) 米軍再編による百里基地への米軍機訓練移転は撤回するよう国に求める。日米地位協定による日米共同使用基地を撤回させる。
- (4) 百里基地に配備のクラスター爆弾を撤去させる。陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地に配備された地对空誘導弾パトリオットミサイル3 (P A C - 3) の撤去を国に求める。
- (5) 国民保護を名目に国民を戦争に強制動員する国民保護法の廃止を国に求める。国民保護計画による県国民保護訓練はやめる。
- (6) 「非核平和茨城県宣言」を制定し、非核・平和に関する施策を積極的にすすめる。核兵器廃絶をめざす県民の自主的なとりくみを支援する。

【地域要望】

1. 道路改修、歩道整備、河川改修をすすめる

- (1) 県道水戸岩間線の見和～大工町区間の歩道を整備する（水戸市）
- (2) 浜田小学校付近の県道179号線の歩道を整備する（水戸市）
- (3) 赤塚1丁目の県道工事が途中になっており、工事現場の急カーブは危険であり早期整備する（水戸市）
- (4) さくら通りは現状の変則通行では事故が多発しており早期に完全4車線化する（水戸市）
- (5) 歩行者が安心して横断できるよう西大通りと中央通りの交差点を改善する。大角豆交差点の歩道橋は撤去する（つくば市）
- (6) 西大通りと南大通りの交差点、西大通りの東新井の交差点の排水対策をはかる（つくば市）
- (7) 都市計画道路（中内・大込線）の歩道の段差を解消し、JRオーバブリッジの早期完成をはかる（取手市）

- (8) 県道水海道・取手線および守谷・藤代線の岡地域、山王・和田地域に歩道を設置する（取手市）。
- (9) 高須地区内の県道長沖藤代線バイパス建設計画の推進をはかる（取手市）。
- (10) 県道取手・東線の馬坂バス停・中妻付近の整備を促進し、片町（竹村医院～旧見晴屋付近）区間の早期整備をおこなう（取手市）。
- (11) 新道みずきの線（上高井・下高井区間）の早期整備を図る（取手市）。
- (12) 国道294号整備計画（取手区間）の詳細を明らかにし早期にすすめる。整備困難箇所については、当面、可能な歩道の整備・安全対策をはかる（取手市）。
- (13) 茨城・埼玉両県に跨る県道境・幸手線の上船渡橋は築49年と老朽化が著しく早期改修と歩道の拡幅をおこなう。境・幸手線バイパス道路の開通の見通しを明らかにする。（五霞町）。
- (14) 県道日立港線のJR常磐線にかかる「甕の橋」の歩道を早期整備する（日立市）。
- (15) 県道山ノ内上小瀬線（千田地内）、下檜沢上小瀬線、門井山方線（野上地内）、諸沢西金停車線の改修工事の促進をはかる（常陸大宮市）。
- (16) 遺跡群・埋蔵文化財を破壊する千代田・石岡・玉里道路事業（国道6号バイパス）の工事は差し止める（石岡市）。
- (17) 浜田地区から藤代中学校への通学路として、小貝川に自転車・歩道橋を設置する（取手市）。
- (18) 相野谷川、北浦川、西浦川を早期改修し、同河川および小貝川の必要なしゅんせつをおこなう（取手市）。

2. 信号機、街灯を増設する

- (1) 水戸長岡線の吉田小学校付近の県信組前丁字路に信号機を設置する（水戸市）。
- (2) 水戸長岡線（吉田小学校付近）に歩道や横断歩道、押しボタン式信号機を整備する（水戸市）。
- (3) 国道50号線で大塚町方面から赤塚駅前へ右折する交差点に右折信号を設置する（水戸市）。
- (4) 双葉台スーパーカドヤ西側交差点に信号機を設置する（水戸市）。
- (5) 南町のスクランブル交差点に設置の自転車専用の信号機は危険が多く、自転車

は歩行者と同じく渡れるよう改善する（水戸市）。

- (6) 国道 5 1 号線の柳堤橋付近に街灯を増設する（水戸市）。
- (7) 国道 6 号バイパスの酒門六差路から県道 2 3 5 号線の古宿通りは速度規制標識を増設し、道路の拡幅を早期におこなう（水戸市）。
- (8) 県営桜ヶ丘アパートにカーブミラーを増設する（水戸市）。
- (9) 取手市立福祉会館入り口の信号を感应式に改善する（取手市）。
- (10) 取手駅東口城根線根柄坂下(桜ヶ丘進学教室前)に手押し信号機を設置する(取手市)。
- (11) 戸頭団地内、戸田産業十字路に信号機を設置する（取手市）。
- (12) 井野団地マスタ前交差点の点滅信号を通常信号に、また横断歩道用信号機は、高齢者対応に改善する（取手市）。
- (13) 稲戸井駅前県道守谷藤代線三叉路は危険なため、信号機設置を含め安全対策をはかる（取手市）。
- (14) 藤代南 3 丁目ファミリー・マート側丁字路に信号機を設置する（取手市）。
- (15) 新取手から国道 2 9 4 号線に出るための赤信号の間隔時間を長くする(取手市)。
- (16) 県の街路照明灯設置基準を拡充・見直し、予算の増額、国道 2 9 4 号線、県道取手東線、谷中線の交差点・危険個所への街路灯を増設する（取手市）。

3. すみよい地域づくりをすすめる

- (1) 県営十万原アパートの駐輪場付近の雨水対策をおこなう（水戸市）。
- (2) 藤が原 3 丁目のリリーベル小学校付近に横断歩道、カーブミラーを設置する。同地域での夜間パトロールを強化する（水戸市）。
- (3) 競輪場の計画的廃止へ取手市との協議・検討を開始する。従事者の就労補償を前提とし、跡地利用は市民参加を保障する（取手市）。
- (4) 競輪場からの雨水流出が主な原因である白山 2 丁目の冠水被害には、競輪場敷地内に貯溜池を設けるなどの改善をはかる（取手市）。
- (5) 取手駅西口北開発にともない、県消費生活センターは存続する。県有地は地元要望による県施設としての活用をはかる（取手市）。
- (6) 取手駅東西自由通路整備計画の県の合併支援金（5 億円）は、他事業への用途

変更を取手市と検討協議する（取手市）。

- (7) JR取手駅東口交番を存続させ、藤代駅南口に交番を設置する（取手市）。
- (8) 高須地区内の公営住宅計画を推進する（取手市）。
- (9) 農業集落排水事業への県の市町村への補助を増やし、この事業の工事の促進をはかる（常陸大宮市）。
- (10) 中学校の統廃合をしなくとも学べる教育環境を整備する（常陸大宮市）。
- (11) 携帯電話の使用できない地域の解消のため、鉄塔建設への補助をおこなうなどの施策をすすめる（常陸大宮市）。
- (12) 木材乾燥施設等（宮の郷工業団地に計画中）への支援をつよめ、林業の維持・発展をはかる（常陸大宮市）。
- (13) 林道開設の予算を増やし、林業の振興をはかる（常陸大宮市）。
- (14) 牛久沼に堆積している山砂の撤去をおこなう（牛久市）。
- (15) ニート状態の青年などが安心して相談できる施設を県内に何ヵ所か設置する（東海村）。
- (16) 大洗水族館「アクアワールド」の中学生以下の入館料の引き下げなど見直す（大洗町）。
- (17) 大洗つり公園を無料開放する（大洗町）。

以 上